

令和7年度 六道原工業団地第2期拡張事業補償調査業務委託 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、伊那市が実施する「令和7年度 六道原工業団地第2期拡張事業補償調査業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。

本業務に適用する共通仕様書は、「用地調査等業務共通仕様書 令和7年10月1日適用長野県」（以下、「用地共仕」という。）とする。

(業務目的)

第2条 本業務は、六道原工業団地第2期拡張事業において、計画地内の物件の調査及び算定をおこなうものである。

(業務内容)

第3条 業務に際しては用地共仕に基づき実施するものとし、これらの詳細は下記のとおりとする。これ以外及び詳細については監督員と協議のうえ決定するものとする。

業務箇所：伊那市野底、美篶

業務内容：附帯工作物 3戸 ・ 動産調査 2戸 1事務所 ・ 移転雑費 3世帯
(別紙位置図のとおり)

(成果物)

第4条 成果物の提出は下記のとおりとする。報告書作成の製本方法については監督員と協議するものとする。

1. 電子媒体 (CD-R) 1部 (正・副)
2. その他監督員が必要と認めたもの

(行政情報流失防止対策の強化)

第5条 行政情報流失防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流失防止対策をとらなければならない。
2. 受注者は、別紙「業務委託等における行政情報流失防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

(疑義)

第6条 受注者は、本業務の実施にあたり疑義が生じた場合又は本特記仕様書に定めなき事項が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

別紙

業務委託等における行政情報流出防止対策の基本的事項

(関係法令等の遵守)

第1条 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

第2条 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

第3条 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

第4条 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

第5条 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。

2 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

- イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
- ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
- ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

第6条 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

第7条 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

- 2 この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3 事故の発生が受注者に起因する場合には、受注者の費用をもって回復するものとする。
- 4 受注者に起因する情報流出事故により生じた第三者への損害の賠償については、受注者がその責めを負うものとする。